別表十二（十三）　記載要領

1　この表のⅠは、青色申告書を提出する法人で租税特別措置法第61条の２第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業生産法人等に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合若しくは青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成22年旧措置法」という。）第61条の２第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業生産法人等に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合又は連結法人で租税特別措置法第68条の64第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業生産法人等に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「認定計画等の種類　⑴」の欄は、次に掲げる計画のうち該当するものを記載すること。

⑴　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の２第２項（農業経営改善計画の変更等）に規定する認定計画

⑵　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第５条第２号（特定農業団体の要件）に規定する計画

⑶　農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第23条第１項第５号ロ（農用地利用規程の認定申請手続）に掲げる計画

⑷　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年農林水産省令第59号）第２条第１項第２号（委託を受けて農作業を行う組織の要件）に規定する計画

3　「交付金等の該当号　⑵」の欄は、租税特別措置法第61条の２第１項に規定する交付金等が該当する農業経営基盤強化促進法施行規則第25条の２各号（勧奨についての配慮）に掲げる交付金の該当号を記載すること。

4　「⑷のうち損金経理による積立額　⑸」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」又は別表四の二付表「加算」の欄に記載し、かつ、「⑽」の欄の金額を別表四「43」又は別表四の二付表「51」の欄に記載すること。

5　「⑷のうち剰余金の処分による積立額　⑹」の欄に金額の記載がある場合には、「⑽」の欄の金額を別表四「43」又は別表四の二付表「51」の欄に記載すること。

6　「任意取崩し等の場合　⑿」の欄は、租税特別措置法第61条の２第３項若しくは平成22年旧措置法第61条の２第３項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつたこれらの規定に規定する農業経営基盤強化準備金の金額に相当する金額又は租税特別措置法第68条の64第３項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた同項に規定する農業経営基盤強化準備金の金額に相当する金額を記載すること。

7　この表のⅡは、法人が租税特別措置法第61条の３（農用地等を取得した場合の課税の特例）若しくは平成22年旧措置法第61条の３（農用地等を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が租税特別措置法第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

8　「⑿のうち損金経理による金額　⒀」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」又は別表四の二付表「加算」の欄に記載し、かつ、「⑿の計」の欄の金額を別表四「44」又は別表四の二付表「52」の欄に記載すること。

9　「⑿のうち剰余金の処分による金額　⒁」の欄に金額の記載がある場合には、「⑿の計」の欄の金額を別表四「44」又は別表四の二付表「52」の欄に記載すること。

別表十一(一)(十一)の記載要領第一号中「「任意取崩し等の場合　⑬」」を「「任意取崩し等の場合　⑯」」に改め、同表を別表十一(一)(十一)とする。

別表十一(一)(十)を別表十一(一)(十一)とし、別表十一(一)(十四)から別表十一(一)(十九)までを一表ずつ繰り下げ、別表十一(一)(十三)の次に次の一表を加える。